

(PDF 版・1の1) 『教会教義学 神論 I / 1 神の認識』「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「一 神の前での人間」

(文責・豊田忠義)

<『教会教義学 神論 I / 1 神の認識』吉永正義訳、新教出版社に基づく>

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「一 神の前での人間」(1-54 頁)

「一 神の前での人間」

「二十五節 神認識の実現」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

神認識は、神の言葉の啓示が聖霊を通して実現される中で、起こる。したがって、信仰と信仰の服従の實在の中で、また信仰と信仰の服従の必然性をもって起こる。神認識の内容は、われわれがすべてにまさって愛することがゆるされるが故に、すべてにまさっておそれなければならない方、またその方自身われわれに対しご自身をそのように明らかに示し、また確かなものとなし給うたが故に、われわれにとって秘義であり続ける方の現実存在である。

この定式は、次のように理解することができる。

先ず以て、われわれは、**四つの主題**〔四つのロキ、すなわち区別を包括した単一性における、神論、創造論、和解論、救済論〕の順序についてであるが、「教義学の古典的な伝統の線に沿って」、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動・活動)——すなわち、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父、父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示者・言葉の語り手・創造主に関わる**創造論**、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)・和解主に関わる**和解論**、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)・救済主なる神に関わる**救済論**の「その一つを絶対化する……危険」を防ぐことができる、その一つを拡大鏡にかけて「全体化する……危険」を防ぐことができるころの、「<神論>でもって始めることを選択した」、詳しく言えば「神は神であるという命題」、キリストにあっての神は神としての神であるという命題、キリストにあっての神は自己自身である神(ご自身の中での神)としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な(「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード(その3)キリストにあっての<神の自由>」を参照されたし)聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性

を内在本質とする「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「神の〈内〉三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」という命題——この「〈神論〉でもって始めることを選択した」。このような訳で、例えば、わざわざ言う必要もないことであるにも拘らず、自ら「**高等教育を受けた**」と自負するキリスト教的著述家の佐藤優が、『はじめての宗教論』で、バルト自身の前述したような言葉だけでなく次のような言葉も引き寄せたこともしないで、それ故に上目線で知ったかぶりして、その「誤謬に普遍性や組織性の後光をかぶせて」恣意的独断的に、バルトの『教会教義学』のうちの一部の「第三巻第四部（邦訳『創造論 IV』全四冊）だけはぜひ読んだほうが良い」と述べているのであるが、しかしその場合には、バルトのその創造論を、バルト神学の総体像の中で正しく理解することはできず、それ故に終始、その「誤謬に普遍性や組織性の後光をかぶせて語ろうとする」恣意的独断的なバルト理解に終わるほかはないのである、ちょうど例えばバルトの真の意味での処女作（「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その6）〈真の意味での処女作の概念の確定〉」および「（その7）〈カール・バルトの真の意味での処女作の確定〉」を参照されたし）を正当性と妥当性とをもって確定できないが故に、バルトの後期の『神の人間性』や最晩年の『シュライエルマッハー選集への後書』（邦訳J・ファングマイヤー『神学者カール・バルト』「シュライエルマッハーとわたし」）の内容も、バルト神学の総体像の中で正しく理解できないように——このことについては、〈『カール・バルト——ウィキペディア（Wikipedia）』の執筆者が言うように、バルトは晩年、本当に、内容的な意味で、「近代神学」・「近代主義神学」（神と人間との混淆論、人間学と神学との混合神学、自然神学）に「回帰」・逆行・復古・退行したのだろうか？〉の〈バルトは晩年、本当に「近代神学」・「近代主義神学」（自然神学）へ「回帰」したのだろうか？（その2-1）、（その2-2）〉を参照されたし。バルト自身は、「イエス・キリストにおける私の恩寵の神学として組織だてるという私の仕事に生じた変化の意義を見かつ理解するためには、一九三二年と三八年に現われた私の『教会教義学』の最初の二冊〔『教会教義学 神の言葉』、邦訳 I / 1、I / 2、II / 1、II / 2、II / 3、II / 4〕を、ある程度研究する必要がある〔バルト主義者としてではなく、また反バルト主義者としてではなく、また形而上学的にその一部あるいは一面だけを抽象し固定化し全体化し絶対化して理解するのではなく、バルト神学の総体像の中で『教会教義学 神の言葉』を正しく研究し理解する必要がある〕」と述べている（『バルト自伝』）。言い換えれば、本当は、少なくともバルト神学の総体像の中で『教会教義学 神の言葉』だけは研究し理解する必要があると述べている。

「神認識は、神の言葉の啓示が聖霊を通して実現される中で、起こる」。言い換えれば、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の

恵みの出来事としての「神認識」は、神のその都度の自由な恵みの神的決断による、客観的な「存在的なラチオ性」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）と主観的な「認識的なラチオ性」——すなわち、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性を包括したところの、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」（その「死と復活の出来事」、客観的な「存在的な必然性」）とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的な必然性」）に基づいて起こる（神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて起こる）。したがって、その神認識は、「信仰と信仰の服従の實在〔前者の事柄〕の中で、また信仰と信仰の服従の必然性〔後者の事柄〕をもって起こる」。「神認識の内容は、われわれがすべてにまさって愛することがゆるされるが故に、すべてにまさっておそれなければならない方、またその方自身われわれに対しご自身をそのように明らかに示し、また確かなものとなし給うたが故に、われわれにとって秘義であり続ける方の現実存在である」。したがって、われわれは、自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける神の自啓啓示からして、先ず以て「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求されているのであるから、われわれは、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神に関わる「<神論>の中では、〔「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉の内容全体〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を、それ故に自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」

ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）における「神の子イエス・キリストにあっての神の業と行動全体〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を、それ故にその「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」としての「神の神性と主権を……神ご自身〔自己自身である神、ご自身の中での神〕を問いつつ、〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神というその三つの存在の仕方における〕神の行為を念頭に置いて探究し記述しなければならない」。

自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間である「イエス・キリストの〔第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会の中で」、換言すればイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて、「教えの純粹さを問う」教会教義学（福音主義的な教義学）とその教会教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学との全体性において、すなわちその純粹な教えを尋ね求めての「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「正しい行為を問う問い」における「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く行為へと移って行かなければならない「イエス・キリストの教会の中で」、「人は、〔客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」に基づいて、第一の形態の神

の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、キリストにあっての神としての〕〈神〉について語りし、また〔キリストにあっての神としての〕〈神〉について聞くようになる。換言すれば、〔第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の中で〕、父、子、聖霊なる神について、神の恵みと真理について、神の思いと業について語り聞くようになり、また神の約束、設定、命令について、神の国について、神の支配の領域における人間の状態と生について語り聞くようになる。いずれにせよ、常に、あらゆる事情の下で、〔イエス・キリストの教会の中で〕語られ聞かれなければならないすべてのこと的前提、意味、力として、徹頭徹尾、起源的に、決定的に、動かし、担い、基礎づけ、実現させる〈主体〉——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神としてのキリストにあっての「神ご自身について語り聞くようになる」。「この主体そのものについて」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学の中で、〔正しい意味で『神』という言葉を使う〕ことを尋ね求めて「学ぶ」〈神論〉が取り扱う」。何故ならば、「もしもわれわれがこの主辞〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神に関わる〈神論〉〕について正しく語らないとすれば、その時」には、「われわれはその賓辞〔そのわれわれのための神としての「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——すなわち啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——すなわち啓示語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——すなわち「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体に関わる〈創造論〉、〈和解論〉、〈救済論〉〕について正しく語ることができないからである。

そこにおいて、「何よりも先に、まず」、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神としてのキリストにあっての「神ご自身〔「主体」〕を念頭に置いて、……〈認識〉問題が立てられる」。何故ならば、「イエス・キリストの教会の中でのすべての語りと聞くことは、徹頭徹尾、……神が〔第三

段落にあるように、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて] イエス・キリストの教会の中で認識されるということ、換言すれば主体〔「神ご自身」〕が、語る者と聞く者に対して、対象として現臨するということ、人間が教会の中で現実に神の前に立つということに基づいているし、またそのことに関わっている」からである、換言すれば「もしも人間が現実に神の前に立っておらず、もしも神が人間の知覚、直観と概念を用いてなす把握の対象でないとするならば、もしも人間が……神を認識しないとするならば、人間は、神について語り聞くことはできない……」からである。「この前提こそが、〔われわれは、どの程度まで神を認識し、それに基づいて神について語り聞くことができるのか〕という問いについて、**われわれが、神についての教説〔神論〕の中で、はじめに解明しなければならぬことである**」。ここにおいては、「<神は、教会の中で果たして認識されるのか>ということが問題なのではない」。何故ならば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の客観的な「存在的必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なラチオ性」と主観的な「認識的なラチオ性」という<総体的構造>からして、そのイエス・キリストにおける神の自己啓示は、先ず以て第二の問題である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した第一の問題である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を問うことを要求しているからである。

そのような訳で、「われわれは、〔キリストにあつての〕神は、〔三位相互内在性〕における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕**神の言葉を通して認識<され>、繰り返し認識されるであろうであろうということから出発する**」。第三の形態の神の言葉である「キリスト教会という場所の中での神認識は〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事は〕、**確かに**」、客観的な「存在的な必然性」と主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした主観的な「認識的なラチオ性」を包括した客観的な「存在的なラチオ性」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「**神の言葉の三形態**」（換言すれば、聖霊の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性）の**関係と構造（秩序性）の現存からして、ただそれによってだけ、神認識は實在であり、實在を持っており、ただそれに基づいてだけ神認識が遂行され得る<神の言葉>を通して基礎づけられており、その限り**〔「教会の宣教における原理」・規準・法廷・審判者・支配者・標準としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、「先ず第一義的に優位に立つ原理」・規準・法

延・審判者・支配者・標準としての起源的な第一の形態の〕＜神の言葉＞を通して問いに付されているということを知っている」。したがって、「まさにそれ故にこそ、神認識は〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事は〕、自分自身を問いに付すことはできない」。したがってまた、「神認識に対する問い」は、その「神の言葉からしてだけ……向けられることができる」。したがってまた、その「神の言葉からしてだけ」、「神認識は問いに付されてくいる」>。「教会の宣教における原理」・規準・法廷・審判者・支配者・標準としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、「先ず第一義的に優位に立つ原理」・規準・法廷・審判者・支配者・標準としての起源的な第一の形態の「神の言葉は、神認識に対して、自分自身の場所」〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕の＜総体的構造＞、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動の場所〕をほかの場所〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍、人間学、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然（観念的生産物）としての原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義等の根本的見方の場所〕と取り違えることを許さない。「神認識は〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事は〕、まさにそれ自身の実在〔啓示されてあること〕、すなわち客観的に可視的に存在している聖霊の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性としての「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕についての確認でもって事をはじめなければならない……。」「神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕は、「神認識を基礎づけている〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉について熟慮し、神の言葉に対し〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において〕応答責任を果たしつつなすことができるということ……は、それ自体一つの事柄である」。したがって、キリストにあっての「神は果たして認識されるのかということとは問われることはできない……」。

そのような訳で、「それと共に、既に神は果たして＜認識され得るのか＞ということがそこでの問いであり得ないということについて決定が下されている」、「神が認識される場所〔神が、信仰の認識としての神認識として、啓示認識・啓示信仰として、人間的主観に実現された神の恵みの出来事として認識される場所〕、そこでは、それに対する可能性があるのである」、ちょうど啓示の主観的可能性として客観的に可視的に聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性の関係と構造（秩序性）が、すなわち「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）が存在しているように。

したがって、「この可能性を問う問いは、その時、もはや抽象的に問われることができず、ただ具体的に問われることができるだけであり、先験的に問われることができず、ただ経験的に問われることができるだけである」。「ちょうどイエス・キリストにあっての神の言葉の實在〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」〕が、またその中で神の言葉が人間のところに来る聖霊の實在〔その「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」〕が、その可能性を自分自身の中に持っているように、そのようにまた神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事〕の可能性〔「神の認識可能性」〕も、〔外部にある〕空虚な場所の中で、神認識を外から限界づけていく……何らかの標準〔原理、理念、基本的教義、基本的命題、キリスト教の本質についての定義等の根本的見方〕を手がかりにして問われることはできず、ただその現実の認識そのもの〔啓示の主観的可能性として客観的に可視的に存在している聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性の関係と構造（秩序性）、すなわち「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕からして問われることができるだけである」。したがって、「その時、確かに、果たして神は認識可能であるか」と問われることはできない……」。

そのような訳で、「そこで、正当で、意味深い仕方で立てられ得る問い」は、「〔「第一の問い」としての〕〈どの程度まで〉神は認識されるか、また〔「第二の問い」としての〕〈どの程度まで〉神は認識可能であるか」という「仕方で立てられることができるだけである」。何故ならば、「それらの問いが正当であり、意味深いのは、それらの問いは〔第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教のまことの問いであり、それと共に〔その一つの補助的機能としての教会〕教義学のまことの問いであり、教義学の形式的小および実質的な課題のまことの対象であるからである」。「〔「第一の問い」としての〕どの程度まで神は認識されるか、また〔「第二の問い」としての〕〈どの程度まで〉神は認識可能であるかということについて」、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上で、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、絶えず繰り返す、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、「教える教会は、繰り返し熟考し弁明しなければならない」、また第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上で、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性にお

いて、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、「聞く教会が新しく証言して行くよう呼び出されたために、また聞く教会に対しても繰り返し語らなければならない」。「そのように立てられた問いをもって、人は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにつける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上で、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、〕**教える教会においても聞く教会においても、神の言葉の轍**〔啓示の主観的可能性して客観的に存在している聖霊自の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性の関係と構造（秩序性）、すなわち「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕**の上を進み行くであろう**」。何故ならば、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果は、根本的には……真理が来るといふことのしるしである」からである。「われわれは、さし当たって**先ず、それら二つの問いの内の第一の問い**〔「<どの程度まで>神は認識<される>のか」という問い〕と取り組まなければならない。したがって、**神認識**〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事の<実現>がどのように起こるのかを問う問いと取り組まなければならない〕。